

平成27年10月7日

(照会先)

情報管理対策室情報管理グループ長 齊藤 一春

(電話直通 03-6897-4296)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

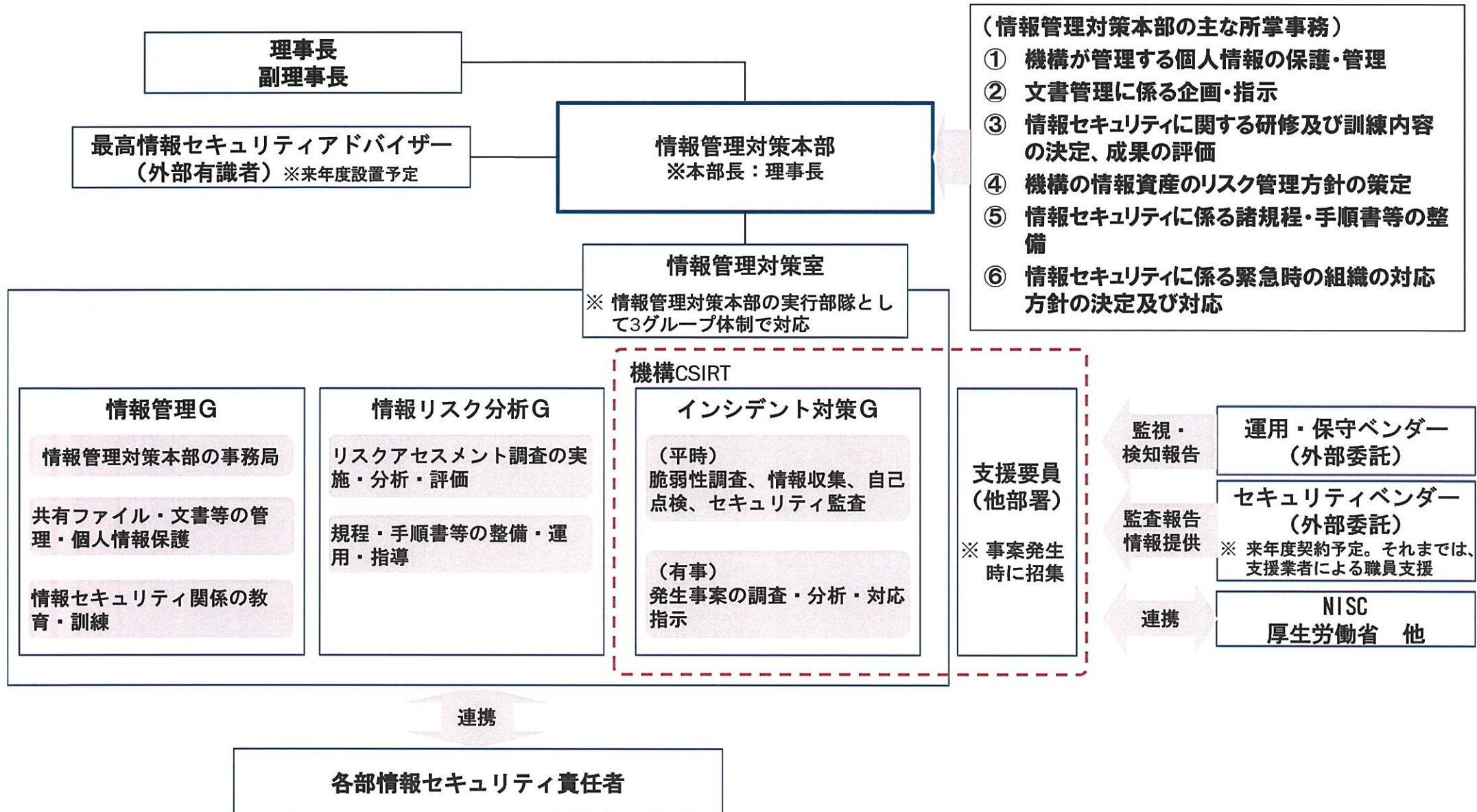
第1回日本年金機構情報管理対策本部の実施について

日本年金機構は情報セキュリティ対策の司令塔として、平成27年10月1日に情報管理対策本部を設置し、第1回会議を平成27年10月7日に実施しました。

1. 情報管理対策本部の概要
別紙のとおり
2. 第1回会議の議題
当面の運営方針等

日本年金機構情報管理対策本部の概要

- ・ 理事長を本部長とする情報管理対策本部の下で情報セキュリティ対策を一元的に管理することで、リスク管理や情報セキュリティに関する機構全体のガバナンスの強化を図る。



規程第 66 号

理事会決定

平成 27 年 10 月 1 日制定・施行

日本年金機構情報管理対策本部設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、情報管理対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第 2 条 日本年金機構（以下「機構」という。）は、情報セキュリティ対策を重要課題と位置付け、組織横断的な対応体制を確立するとともに、その解決に向け、迅速かつ的確な対策を実施するため、本部に対策本部を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 対策本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 機構が管理し、又は、保有する個人情報の保護・管理に関すること。
- (2) 文書管理に係る企画及び指示に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関する研修及び訓練内容の決定、成果の評価並びにその内容の改善に関すること。
- (4) 機構の情報資産におけるリスク管理方針の策定に関すること。
- (5) 情報セキュリティに係る諸規程・手順書等の整備に関すること。
- (6) 情報セキュリティに係る緊急時の組織の対応方針の決定及び対応に関すること。

(組織)

第 4 条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、理事長が指名する。
- 3 本部長は、対策本部の事務を掌理する。
- 4 副本部長は、本部長が指名する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐して対策本部の事務を掌理する。
- 6 本部員は、本部長が指名する。
- 7 対策本部には、必要に応じアドバイザーを置くことができる。
- 8 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を出席させ、報告を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 対策本部に、対策本部の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局は、情報管理対策担当部署をもって充てる。

(運営)

第6条 対策本部は、本部長が日時及び場所を定めて開催するものとする。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会が決定する。

(運営に関する事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年10月1日以降、当分の間、本部長は理事長が自ら当たる。

(参考)

日本年金機構情報管理対策本部の構成

本部長	理事長
副本部長	副理事長（C I S O）
本部員	情報管理対策室長（副C I S O）
	特命担当理事（法務・コンプライアンス部長を兼務）
	人事・会計部門担当理事
	事業企画部門担当理事
	事業管理部門担当理事
	システム部門担当理事（C I O）
	年金給付業務部門担当理事
	審議役（機構再生、情報管理対策担当）
	経営企画部長
	品質管理部長
	システム企画部長
	広報室長